景品関係

一、朝日新聞大野城販売㈲に対する件

平成二年（排）第一〇号

排除命令

福岡県大野城市御笠川六丁目六番八号
朝日新聞大野城販売有限会社
右代表者　代表取締役　東郷政基

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　朝日新聞大野城販売有限会社は、同社が、平成元年一月から同年一二月までの間に、大野城市東部地域において、朝日新聞を購読する者に対して、景品類として電気ポット、ホットプレート、コーヒーメーカー、ラジオ付懐中電灯等の物品を提供し、同新聞の購読の勧誘を行ったことが、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三九年公正取引委員会告示第一五号）第一項の規定に違反したものである旨及び今後このような行為を再び行わない旨を、速やかに公示しなければならない。この

公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、新聞購読者に対して、景品類（「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項各号に掲げるものを除く。）を提供してはならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一(一)　朝日新聞大野城販売有限会社は、肩書地に本店を置き、日刊新聞等の販売業を営む事業者であって、福岡県大野城市内に朝日新聞大野城東部販売店（以下「大野城東部販売店」という。）と称する営業所のほか一営業所を置いている。

(二)　大野城東部販売店は、福岡県大野城市の川久保、中、乙金、大池、御笠川、下大利団地、大城及び東大利の地域（以下「大野城市東部地域」という。）において、朝日新聞を販売している。

二　大野城東部販売店は、平成元年一月から同年一二月までの間に、大野城市東部地域において、従業員又はいわゆる新聞の拡張員（新聞社又は新聞販売業者の依頼を受けて新聞購読の勧誘をする者）をして家庭を訪問させ、例えば、三六か月間、朝日新聞を購読する者に対して、電気ポット、コーヒーメーカー及びラジオ付懐中電灯を提供するなど、同新聞を購読する者に対して、景品類として電気ポット、ホットプレート、コーヒーメーカー、ラジオ付懐中電灯等の物品を提供し、同新聞の購読の勧誘を行っている。

三　新聞販売業者が購読者に対して提供することができる景品類は、「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項各号に掲げるものに限定されているところ、前記二の景品類の提供は、いずれもこの限度内のものと

は認められないものである。

法令の適用

前記事実によれば、朝日新聞大野城販売有限会社の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成二年六月八日

公正取引委員会

委員長　梅澤節男

委員　宮代力

委員　伊従寛

委員　佐藤徳太郎

委員　宇賀道郎